

杉並区立〇〇保育園民営化に伴う
運営事業者公募要項（案）

令和●年●月

杉 並 区

目次

I 公募の概要

1	公募の主旨と概要	1
2	提案できる事業者の条件	1
3	本事業の概要	2
4	スケジュール	2
5	提案に当たっての留意事項	2
6	応募方法等	2
7	選定方法	3
8	問い合わせ・提出先	4

II 施設の概要

1	〇〇保育園の概要	5
---	----------	---

III 運営に当たって

1	遵守すべき法令等	7
2	運営に関する条件	7
3	職員に関する条件	7
4	用地の貸付条件	8
5	運営にかかる費用	9

I 公募の概要

1 公募の主旨と概要

杉並区では、待機児童の解消及び保育サービスの多様化に対応するため、区立保育園への民間活力の導入を推進しています。

今回は、「杉並区立〇〇保育園」において、運営事業者候補をプロポーザル（提案）方式で公募するものです。

提案内容、事業者の実績、経営状況等を総合的に審査し、採択された事業者は、区と提案内容を基本として、実施に向けた協議を行うこととします。

施設の運営に当たっては、利用者本位の良質なサービスを提供し、地域住民から信頼される施設運営を期待します。

2 提案できる事業者の条件

次にあげる項目をすべて満たしている事業者に限ります。

- ① 令和●年9月1日現在、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に定める認可保育所あるいは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に定める認定こども園を運営している法人で、法人として認可保育所等の運営実績が1年以上あること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ③ 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- ④ 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 法人税、法人事業税及び地方法人特別税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑦ 区長、副区長又は区議会議員等が無限責任社員等になっていないこと。
- ⑧ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑨ 児童福祉法第59条第1項に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがないこと。
- ⑩ 児童福祉法第59条第5項に基づく事業停止等の命令を受けたことがないこと。
- ⑪ 提案事業者全体の財務内容について、直近3年以上連続して損失を計上していないこと。
- ⑫ 提案事業者全体の財務内容について、直近2年間の会計期間中、いずれの年度も債務超過になっていないこと。

3 本事業の概要

- ① 本事業は、杉並区立〇〇保育園を令和●年4月から民営化するものです。
- ② 運営の引継ぎに当たっては、事業者選定後から順次行い、令和●年12月から令和●年3月までは、園長、主任等保育に携わる職員との実務的な引継ぎを予定しています（引継ぎに係る人件費については、別途契約を交わすこととします。）。

4 スケジュール

内 容	期 間 等
公募開始 公募要項の公表	令和●年10月 上旬 から
質問書の提出期限	令和●年10月 下旬
応募申込書類の提出期限	令和●年11月 上旬
運営企画書類の提出期限	令和●年11月 中旬
審査（書類・ヒアリング等）	令和●年11月 下旬～令和●年12月 下旬
審査結果発表	令和●年12月 下旬

5 提案に当たっての留意事項

- ① 本計画を十分に理解し令和●年4月1日から運営の開始ができること。
- ② 「Ⅱ施設の概要」及び「Ⅲ 運営に当たって」の内容を十分に理解し、杉並区がこれまで行ってきた保育を基本的に継承すること。

6 応募方法等

① 書類の提出

書類の提出は、応募申込書類と運営企画書類の2回に分かれます。提出書類の詳細は、「提出書類一覧」（別紙1、2）をご覧ください。

提出書類は、正本・副本をそれぞれ製本（ファイル等で綴じる）し、書類一覧を先頭に綴じ、提出書類一覧の項目ごとにインデックスを付けて提出してください。

副本については、参加事業者が特定できるような名称（社会福祉法人、株式会社等の表記も含む）、ロゴマーク等は、使用しないでください。それらが記載されている書類については、当該個所を黒塗りする等、判別できないようにしてください。また、個人情報については、正本・副本とも同様の処理を行うこととします。

② 留意事項

ア 書類の提出について、持参・郵送を問いませんが、未着・遅延等については原因の如何

を問わず、区は一切責任を負いません。また、ファクシミリあるいはEメールでの申し込みはできません。

- イ 本件に参加する費用は、すべて提案事業者の負担とします。
- ウ 提出書類は、日本語を用いるものとし、やむを得ず外国語で記載するものについては、その日本語の訳文を付記又は添付してください。また、通貨は日本円とします。
- エ 各様式は、A4サイズを基本とし、函面等はA3サイズも可とします。
- オ 提出後の書類の修正又は変更及び資料等の追加は一切認めません。ただし、区の指示による場合はこの限りではありません。
- カ 提出された書類は、返却しません。
- キ 提出された書類について情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、公開することがあります。
- ク 区は提出された書類について、必要に応じて無償で使用できるものとしします。

7 選定方法

(1) 選定委員会による選定

提案事業者から提出していただいた書類・ヒアリング等をもとに、区が設置する「杉並区立〇〇保育園運営事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」で審査・選定します。

○評価基準

評価項目	主な評価の内容
保育の内容	保育に対する考え方は適切か。
給食について	食材の安全性や衛生面に配慮されているか。
安全・衛生・健康管理	安全管理や健康管理は適切か。
子育て支援	地域の子育て支援の取り組みは十分か。 虐待防止の取り組みは適切か。
保育園運営	個人情報の管理等に関する取り組みは適切か。 職員の配置については適切か。 職員の採用や育成に関する取り組みは十分か。 保護者との連絡・連携に関する取り組みは十分か。
現地視察	保育理念等が体現された保育が提供されているか。
ヒアリング	保育所に対する考え方、提案内容は妥当か。 (説明に説得力があるか、質問の受け答えが的確か)
提案事業者の経歴・ 理念・財務	提案事業者の保育施設の運営に関する実績、理念はどうか。 提案事業者の財務状況は適切か。

(2) 審査方法

ア 第一次審査

提出のあった応募申込書類・運営企画書類に対し、書類審査を実施し、一定の点数を満した事業者を第一次審査通過者として選定します。

イ 第二次審査

第一次審査通過者を対象にヒアリング等を実施し、提案の採択事業者を選定します。なお、応募申込者が4以上ある場合、第二次審査は、書類審査の合計点が基準点を超える事業者のうち、上位3事業者について実施します。

(3) 審査結果

第一次審査の審査結果は令和●年●月上旬までに、選定結果は令和●年●月下旬までにお知らせします。

(4) 提案事業者の失格

書類提出後、次のいずれかに該当する場合は失格とします。

ア 提出書類に不備及び虚偽の記載があった場合

イ 参加資格を満たさなくなった場合

ウ 区が運営事業者を決定するまでの間、選定委員及びこの公募に関わる区職員と故意（不正行為目的）に接触（現地確認・説明会への参加、公募要項に定められた質問等の正当な行為を除く。）すること。

エ その他審査の透明性・公平性を害する行為があった場合

オ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為があった場合

(5) 質問方法

提案に関する質問は、「質問書」（別紙3）に記入のうえ、令和●年●月●日（●）までに、問い合わせ先へファクシミリあるいはEメールでお送りください。

8 問い合わせ・提出先

〒166-8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号（区役所東棟3階）

杉並区 保健福祉部 保育課 事業計画調整係

電 話 03 (3312) 2111 内線 1884

ファクシミリ 03 (5307) 0688

Eメール hoiku-k@city.suginami.lg.jp

Ⅱ 施設の概要

1 ○○保育園の概要

【開 設】

【所 在 地】

【敷地面積】

【床 面 積】

【園庭面積】

【施設形態】

【児童定員】

計	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4・5歳児

【開所時間】

【延長保育】

定員 名

※

【職員配置】（令和●年4月1日現在）

計	園長	保育士	看護師	調理	用務

※保育士は、国の配置基準のほか特例保育、延長保育等の実施により、区基準の増配置を行っているほか、非常勤職員（パート）を配置しています。

【保育目標】

【おもな行事】

4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	

【その他の行事】

【その他の事業】

Ⅲ 運営に当たって

児童福祉法第 39 条に定める認可保育所を運営するにあたり、以下の条件、基準等を厳守してください。

1 遵守すべき法令等

- ① 児童福祉法
- ② 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）
- ③ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年東京都条例第 43 号）及び同施行規則（平成 24 年東京都規則第 47 号）
- ④ 保育所設置認可等事務取扱要綱

ほか

2 運営に関する条件

- ① 児童福祉法等関係法令を遵守し、かつサービスの自己評価や第三者評価、相談・苦情対応の仕組みを整備し、安定した質の高いサービスを行うこと。
- ② 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を遵守し、利用に関する説明に努め、質の高いサービスを提供すること。
- ③ 「杉並区障害児保育園運営要綱」による「調整会議」で認定された児童（障害児）を保育する場合は、区の職員配置基準により障害児保育の経験がある職員を配置すること。
- ④ 「杉並区立保育園保育実践方針」を尊重のうえ、〇〇保育園の保育目標を継承し、発展させること。
- ⑤ 自園内での調理を実施すること。また、乳児及び幼児の集団給食の経験を 1 年以上有する栄養士を確保している等、業務上安全な給食提供への注意を払う体制をとること。
- ⑥ 情報公開、個人情報保護、危機管理、給食、感染症等のマニュアルを作成すること。
- ⑦ これまで〇〇保育園で行ってきた行事は、その実施目的等を十分に理解し、引き継ぐことを想定すること。

3 職員に関する条件

- ① 施設長（園長）、保育士、調理員、事務員又は用務員、看護師又は保健師及び嘱託医を配置することとし、配置等は、次の基準によること。
- ② 施設長（園長）は、専任とし、保育士資格取得後、7 年以上の保育実務経験（児童福祉法に定める保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園並びに東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所における保育経験をいう。以下同じ。）を有すること。
- ③ 保育士の配置にあたっては、年齢バランスを考慮すること。施設長（園長）を除き、常勤の正規職員のうち、保育士資格取得後、5 年以上の保育実務経験がある保育士を半数以上配置すること。
- ④ 常勤保育士の配置基準は、以下のとおりとする。

区 分	基 準	備 考
0 歳 児	児童 3 人に対して職員 1 名	
1 歳 児	児童 5 人に対して職員 1 名	都要綱基準 6 人
2 歳 児	児童 6 人に対して職員 1 名	
3 歳 児	児童 20 人に対して職員 1 名	15 人の場合、公定価格加算あり
4・5 歳児	児童 30 人に対して職員 1 名	
標準時間対応 保育士	標準時間認定を受けた子どもが 利用する施設に 1 人	
非常勤保育士	施設に 1 人	
充 実 保 育	定員 91 人以上の施設に 1 人	
朝・夕保育	定員 61 人以上の施設に 1 人	
障 害 児	児童 2 人までに対し職員 1 人	障害児保育実務経験者を配置

⑤ 調理員は、4人配置することとし、乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有すること。

4 土地及び建物貸付に関する条件

土地及び建物を借り受ける事業者は、以下の条件により杉並区と借地借家法（平成3年法律第90号）第38条第1項に規定する定期建物賃貸借契約を締結するものとします。

(1) 貸付期間

年（令和●（●●●●）年●月●日～令和●（●●●●）年●月●日まで）

(2) 貸付開始時期

事業開始を始期として、契約を締結し、貸付けを開始します。

(3) 貸付料

契約の締結時点において、正式な貸付料を決めることとなります。なお、保証金は免除します。事業計画作成に当たっての参考額は、月額●●●万円を使用して下さい。

(4) 用途の指定

事業者は、土地及び建物を本公募により認められた事業に限り使用するものとし、区の許可なく目的外使用や第三者への転貸を行うことはできません。

(5) 土地及び建物の維持管理

事業者は、事業者の責任と負担により当該地等の管理を行い、当該地に投じた必要費又は有益費があっても、区に請求しないものとします。

(6) 土地及び建物の返還

貸付期間満了のとき、事業者側の理由により契約を打ち切るとき又は契約が解除されたときは、事業者の負担により原状に回復させ、返還することとなります。

(7) 貸付料の見直し

土地価格の変動等により、又は近隣の土地の貸付料と比較して、貸付料が不相当となった場合、若しくは当該事業に関する制度変更等の状況の変化があった場合には、区は、将来に向かって、貸付料の改定を行うことができるものとします。

(8) その他

契約の解除その他の事項については、土地賃貸借契約書によります。

5 運営に係る費用

子ども・子育て支援法に基づき保育所へ給付します。また、区の運営加算を「杉並区保育扶助要綱」、「杉並区私立保育所運営費加算金交付要綱」及び各種補助要綱に基づき行います。

